第 2 部 会 部会長 岡本 乾

5月第2部会開催ご案内

「ハラスメント対策関連法改正×高年齢者雇用安定法改正について」

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますよう ご案内致します。

※「改正高年齢者雇用安定法」が昨年4月より施行されております。近年、高年齢者の就業意欲が高ま り、年々就業人口が増加している中で、長年、社会において培われた貴重な経験を活かし、意欲と能力 がある限り年齢にかかわらず働き続けられる雇用環境の整備が急務であります。これまでの65歳まで の雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置 として、努力義務が新設されました。また、今年4月から、パワーハラスメント防止措置が中小企業に も義務化され、職場におけるハラスメント防止対策が強化されておりますので人事・労務ご担当者は是 非ともご参加頂き、今後の参考にして頂ける内容です。

尚、ご都合の悪い場合は代理の方をご派遣いただければ幸甚です。また、部会員以外の関係部署から の参加も承りますので、ご遠慮なさらずに是非ともご参加を賜りますようお願いします。

誠に恐縮ですが、出欠の有無を下記出欠表にて5月11日(水)までに事務局宛ご一報下さい。

敬具

記

1、日 時 令和4年5月16日(月)13:30~15:30

2、会 場 三重県津庁舎 6階『大会議室』

> 津市桜橋 3-446-34 TEL 059-223-5010

3、内 容 第1部:「ハラスメント対策関連法改正×高年齢者雇用安定法改正」

~人生100年時代に求められる働きやすい職場づくり~

- ・ハラスメント対策関連法改正の内容
- 高年齢者雇用安定法改正の内容
- なぜ、働きやすい職場づくりが必要なのか
- ・働きやすい職場づくりの具体例、実現きること

講師:高原社会保険労務士事務所 代表 社会保険労務士 高原 祥子 氏

第2部:三重県生涯現役促進地域連携事業の取組から

「高年齢者がいきいきと働くことができる環境づくりに向けて」

講師:三重県生涯現役促進地域連携協議会事務局

以上

------ キ---- リ ----- ト----- リ ----- セ----- ン --------

5月第2部会出欠表(令和4年5月16日)

会 社 名

役職・お名前

三重県経営者協会 〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3F